

# 業務の運営に関する規定（求人掲載企業向け抜粋）

## 第1. 求人

- 1 当社は、日本国内の全職種に関する求人の申込みを受理します。  
ただし、その申込み内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間などの労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。
- 2 求人は、求人者またはその代理人が直接来所される、もしくはインターネットにての所定の書式によりお申込みください。電話、ファックスまたは電子メール等でもお申込みいただけます。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付、インターネットの所定書式への入力または電子メール等の使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メール等の使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法により明示してください。
- 4 求人の有効期限は、求人の内容により次の通りとなります。
  - ・ 日雇求人である場合は、当該求人の就業予定日までの間まで有効であり、 充足の有無に拘わらず、就業予定日を経過した求人は同条件であっても継続は致しません。
  - ・ 契約期間労働者を求人される場合は、**6ヶ月間有効求人申し込みとして取り扱うこと**とします。
- 5 有効求人期間を経過して、再度求人を提出する場合は、業務内容、賃金、労働時間、 その他の雇用条件が過去に1度でも提出された求人条件と同条件の場合は、電話等口頭で当社にその旨を確認された場合は、上記3に拘わらず責任をもって当該求人を受理いたします。
- 6 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。
- 7 求人者が採用した人材が自己の意思により、又は就業規則違反等の人材の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、弊社は求人者から支払われた紹介手数料について、契約で決定した割合で計算された金額を求人者に払い戻します。 ただし、人材が専ら求人者の都合により退職することとなった場合には、紹介手数料の返戻は行いません。
  - ・ 1ヶ月未満の在籍で退職の場合 手数料の 80%
  - ・ 1ヶ月以上、3ヶ月未満で退職の場合 手数料の 50%
  - ・ 3ヶ月以上、6ヶ月未満で退職の場合 手数料の 10%
  - ・ 6ヶ月以上の在籍で退職した場合 返戻なし

## 第3. 紹介

- 1 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に

応する職業に速やかに就くことができるよう責任を持って紹介に努めます。

- 2 求人者には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。
- 3 紹介に際しては、求職者に、従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ所定の求人票または希望される場合には電子メール等の使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ所定の求人票または電子メール等の使用による明示ができないときは、あらかじめこれらの方針以外の方法により明示します。
- 4 求職者を求人者に紹介する場合は、所定の紹介状にて紹介手続きを行います。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業所閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を行いません。
- 7 就職が決定した際には、求人者から別表の手数料表に基づき紹介手数料を申し受けます。紹介した求職の方に対し、就業した日から2年間、当社から転職勧奨はいたしません。

#### 第4 その他

1. 当社の取扱職種の範囲等は、国内、全職種です。
2. 当社は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、職業紹介事業に係る苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し、その結果については申し出者に通知します。なお、当該事業に係る苦情処理の責任者は、各事業所の職業紹介責任者とします。
3. 求職者または求人者から知り得た個人情報は、当社の個人情報適正管理規約に基づき適正に取り扱います。
4. 雇用関係が成立したときには、求人者、求職者双方から当社にご連絡ください。また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。
5. 当社が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
6. 当社の人材紹介サービスに関わる手数料表につきましては「届出制手数料に係る手数料表」をご確認

ください。

7. 当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、相談・助言、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切行いません。

8. 当社の業務運営に関する規定は以上のとおりですが、当社の職業紹介事業はすべて職業安定法、通達及び関係法令に基づいて運営しますので、不明な点は当社スタッフにお問い合わせください。

許可番号 08-ユ-300457

事業所の名称及び所在地 株式会社オールウェイタッグ

茨城県日立市小木津町3丁目2番15号

## ■ 手数料一覧

求職者の登録情報をもとに紹介するスタンダードな職業紹介

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理時	無料
一般登録型 職業紹介サービス (特に指定のない場合は こちらになります)	<p>【成功報酬】 払戻規定あり 〔期間の定めなし〕 当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の<u>30%</u></p> <p>〔期間の定めなし〕 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1年 を超える場合は最大 1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書 等に記載されている額）の<u>30%</u></p>
付加サービス 求人に対する専門的な相 談や助言サービス	<p>【成功報酬】 払戻規定あり 当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に 記載されている額）の<u>35%</u></p>
サーチ・スカウト型 特定の条件による特別の 求職者の開拓やそのため の調査・探索 調査・探索サービス	<p>【着手金】 <u>550,000円</u> 【活動 1日あたり】 <u>55,000円</u> 【成功報酬】 払戻規定あり 〔期間の定めなし〕 当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の<u>45%</u></p> <p>〔期間の定めあり〕 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1年 を超える場合は最大 1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知 書等に記載されている額）の<u>45%</u></p>
再就職支援 離職者の再就職を目的と した職業紹介サービス	<p>【成功報酬】（払戻規定あり。関係雇用主へのご請求となります） 〔期間の定めなし〕 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u></p> <p>〔期間の定めあり〕 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、 雇用契約期間中（雇用期間が 1年を超える場合は最大 1年間分）に支払われ る賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>30%</u></p>

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。